日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・ジャパン株式会社

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・ジャパン株式会社、ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ（シンガポール）リミテッド及びジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・UK・リミテッドは（以下、総称して、「ジャナス・ヘンダーソン」と言います。）は、「責任ある機関投資家」の諸原則 ≪日本版スチュワードシップ・コード≫ に賛同し、これを受け入れます。

ジャナス・ヘンダーソンは、「Janus Henderson Stewardship Report」（以下「本レポート」と言います。）において、ジャナス・ヘンダーソンがスチュワードシップの責任をどのように果たし、スチュワードシップ・コードの各原則をどのように適用しているかについて公開しています。

「日本版スチュワードシップ・コード（2025 年 6 月改定版）」の各原則に対する準拠の状況については、別表1の「日本版スチュワードシップ・コード（2025 年 6 月改訂版）への対応表」及び別表2の「原則 4（指針 4-2 及び指針 4-6）に関する方針」をご確認ください。

ジャナス・ヘンダーソンは、2025 年においても、財務上重要な ESG（環境・社会・ガバナンス）要素の統合を、ほとんどのアクティブ運用戦略の投資プロセスにおいてさらに推進しています。これには、専門的な ESG リソース、データ、インフラ、ファンド機能への継続的な投資が下支えとなっています。

本レポート最新版（2025 年）、議決権行使の結果、責任投資に関するポリシー、その他 ESG 投資に関するポリシー及びスチュワードシップ活動に関する詳細は、下記の各リンク先のジャナス・ヘンダーソンのホームページよりご確認ください。

記

- 本レポート最新版（2025 年）： JHI Stewardship Report 2025
- 議決権行使の結果：VDS Dashboard (issgovernance.com).
- ESG 投資に関するポリシー及びスチュワードシップ活動： ESG Resource Library at Janus Henderson – Janus Henderson Investors
- 責任投資に関するポリシー： Responsible Investment Policy

以上

別表1

日本版スチュワードシップ・コード(2025 年 6 月改訂版)への対応表

		本レポート・セクション	頁
原則1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	Purpose and Governance	3
		Stewardship Policies and Processes	9
		Engagement and Escalation	31
		Proxy-voting	51
原則2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	Conflicts of Interest	10
		Proxy-voting	51
		Monitoring service providers	59
原則3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	Purpose and Governance	3
		Stewardship, Responsible Investment, and ESG Integration	9
		Engagement and Escalation	51
		Proxy-voting	51
原則4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	Purpose and Governance	3
		Stewardship, Responsible Investment, and ESG Integration	9
		Engagement and Escalation	31
原則5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	Clients Come First – Always	12
		Proxy-voting	51
原則6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどの	Clients Come First – Always	12
		Proxy-voting	51

	ように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	上記のセクションでの開示に加え、ジャナス・ヘンダーソンは前年度に実施した幅広いスチュワードシップ活動の概要を提供する Annual UK Stewardship Code Report をホームページに掲載しています。ジャナス・ヘンダーソンは、スチュワードシップ責任の遂行状況について、対外的には年次で、社内では四半期ごとに投資委員会等複数の委員会に報告しています。また、ご要望や合意に応じて、顧客にもスチュワードシップ活動について報告しています。	
原則7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	Purpose and Governance Stewardship, Responsible Investment, and ESG Integration	3 9
原則8	機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。	当原則については、運用会社であるジャナス・ヘンダーソンを対象としたものではないと認識していますが、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するべく、議決権行使助言会社や年金運用コンサルタント等の機関投資家向けサービス提供者とも定期的に情報交換を行っています。	N/A

別表2

原則4（指針 4-2 及び指針 4-6）に関する方針

指針 4-2　実質株主の透明性の向上

ジャナス・ヘンダーソンは、発行者とのエンゲージメントは、スチュワードシップに不可欠な要素であり、長期的な株主価値並びに債権者価値の保護及び向上に寄与するものと考えています。ジャナス・ヘンダーソンのエンゲージメントの多くは、リサーチ、投資モデル、投資判断に役立つ洞察を得ることを目的としています。建設的な対話を促進するため、投資先企業からの要請に応じて、規制上、営業上、その他の重要な制約がない場合には、ジャナス・ヘンダーソンの株式保有状況について説明を行うことができます。制約がある場合には、投資先企業に対し、株式保有情報が記載された規制申告書や公開レポートをご案内する等、最善を尽くします。

指針 4-6　協働エンゲージメントの促進

ジャナス・ヘンダーソンは、場合によっては他のステークホルダーとの協働が単独で行動するよりも、財務上の重要な ESG リスクの管理に効果的である可能性があると考えています。また、適切な場合には、ガバナンスや広範な環境・社会的課題に関するエンゲージメントについて、直接または業界団体等を通じて、関係法令を遵守して積極的に協働します。ジャナス・ヘンダーソンは、投資や議決権行使に関する意向を他者と共有することはなく、また協調して行動することに同意していません。本レポート最新版（2024 年）では、ジャナス・ヘンダーソンが関与している協働エンゲージメントの概要及びその具体的な事例をご紹介しています。